

第8章 開発行為等における水道施設の整備

第 8 章 開発行為等における水道施設の整備

福岡市の給水区域内において、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）等に基づき、建築物の建築の用に供する目的で土地の区画形質の変更を伴う開発行為および事業（以下、開発行為等）で、その規模が 1,000m² 以上のもの（以下、開発地）に対し、水道施設（配水管等）および給水装置を設置しようとする場合は、管理者および関係機関との事前協議や管理方法等について協議を行い、工事に着手するものとする。

また、開発行為等により管理者と開発行為等を行うもの（以下、開発者）との協議等が整った後に、管理者は開発行為等の内容を同意した「同意書」の発行および、水道施設（配水管等）の設置完了後に管理者へ施設の帰属を行う場合は「給水を受けるための施設の設置に伴う協定書」を締結するものとする。

1 工事の方法

開発行為等により設置する、水道施設（配水管等）および給水装置の設置は、下記の工事方法により施工するものとする。

(1) 水道施設（配水管等）工事 ※帰属がある場合

開発行為等による水道施設（配水管等）工事は、福岡市水道局水道工事共通仕様書および施行基準に基づき施工を行うこと。なお、施設設置後に配水管として管理者に帰属される工事であり、施設の費用負担は当該工事を施工しようとする者の負担とする。

(2) 給水装置工事 ※水道施設（配水管等）の帰属がない場合

開発行為等による給水装置工事は、施行基準に基づき施工を行うものとし、工事の費用負担については、当該工事を施工しようとする者の負担とする。（条例第 29 条）

2 工事の申込みおよび着手

給水装置工事は、給水審査課へ工事の届出を行うものとする。その際には管理者が発行した同意書の写しを添付すること。

なお、開発行為等によって整備された道路の掘削工事着手前には、必ず他企業埋設物管理者と協議し、埋設物や布設位置の確認を行い、配水管または給水装置と他企業埋設物との離隔の確保（30 cm 以上）については特に注意するとともに、現場立会や施工管理写真等で適宜離隔の確認ができるように対応すること。

3 給水装置（取出し管）工事に関する留意事項

開発行為等によって設置される給水装置工事は、給水装置工事の一部（配水管分岐箇所から宅地内までの給水管取出しで、以下「取出し管」という。）を舗装工事に先行して施工することにより、舗装完了後の給水装置工事に伴う道路掘削を防ぐことを目的とするものである。

取出し管の施工においては、次の点に留意しなければならない。

- (1) 取出し管の施工位置は、将来の宅地利用において建築物および擁壁等の構造物が築造されることがなく、水道メーターの検針および修繕等の維持管理に支障のない箇所とすること。

- (2) 取出し管は、給水装置工事に準じて施工すること。
- (3) 取出し管に水漏れがないこと、および正常な出水であること等を確認すること。

4 竣工検査

水道施設（配水管等）工事および給水装置工事は、当該工事完了後、管理者の検査を受けなければならない。

(1) 水道施設（配水管等）工事

開発等協議を行った所管水道局管整備課にて検査を実施する。

なお、検査後でも管理者への帰属手続きが完了するまでは、開発者等の管理責任であるため適正な維持管理に努めること。

また、管理者へ帰属する水道施設の瑕疵担保期間は、特に定めがない限り、帰属通知の翌日から1年間とする。

(2) 給水装置工事

給水装置工事の届出を行った給水審査課にて検査を実施する。

5 維持管理に関する留意事項

取出し管は、給水装置工事が施工された土地（以下「対象地」という。）に将来給水するために設置するものであり、対象地に付帯することからその所有は対象地の土地所有者に帰属するものである。対象地の土地所有者は当該取出し管について、次の点に留意しなければならない。

- (1) 宅地割または取出し管の位置変更等により、取出し管が不要となる場合には、当該取出し管の撤去工事を行うこと。
- (2) 土地売買等により、対象地の土地所有者が変更される場合には、新たな所有者に対して、当該取出し管の情報およびその維持管理について引き継ぐこと。
- (3) 取出し管が使用開始されるまでの期間に漏水および出水不良等の問題が生じた場合には、対象地の所有者がその修繕等について対応すること。
- (4) 開発行為等によって設置された配水管が水道局に帰属される前の時点において、新たに取出し管を分岐する場合は、開発者および所管水道局管整備課と協議を行い、必要に応じた手続きを行うこと。

6 手続きの流れ

開発行為等に関する手続きの流れは、図 8.1.1 のとおりとする。(事前協議等は除く)

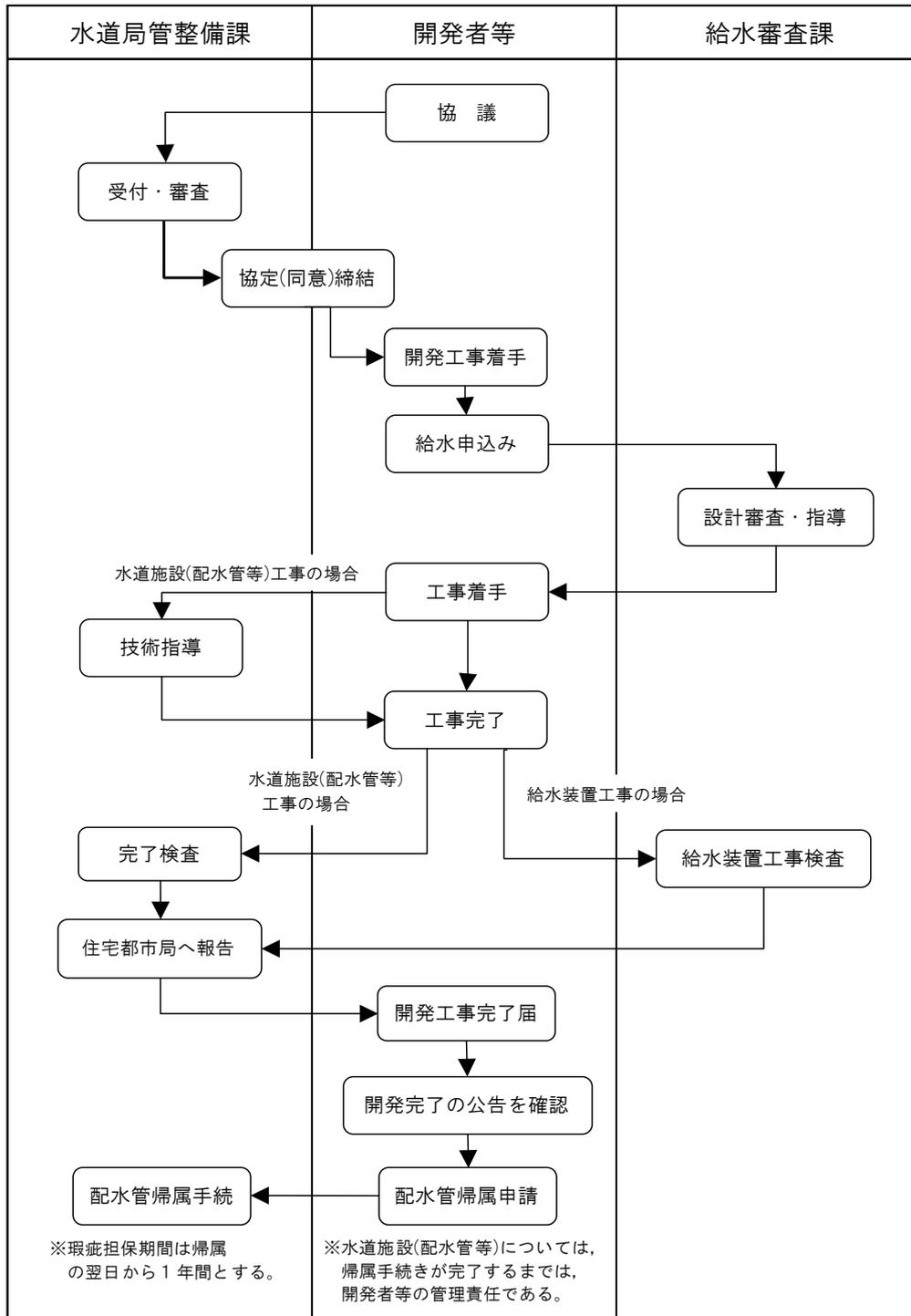


図 8.1.1 開発行為等に関する手続きの流れ